

○北沢座長 ただいまから、第 10 回「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」を開催いたします。

今日は、文字どおり最終のとりまとめ日となりますので、御協力よろしくお願い申し上げます。何としてでもとりまとめを実現して、いい新年を迎えたいと思います。

初めに、今回の整理合理化案の成立過程について申し述べます。去る 24 日、金曜日に作業部会を開き、松原委員、結城委員、長谷川委員にお集まりいただいて、未定の部分の詰めを行いました。そして、お手元の成案を得ることができました。その結果、納得を得やすい、いい内容になったと思います。

もう一つ、前回出した座長案との違いで指摘しておきたいことが 2 つあります。1 つは、労働政策研究研修機構、J I L P T を外したことです。職員研修について、労働大学校廃止の方向で検討していましたが、政府は、12 月 7 日に閣議決定で、研修は国が実施という結論を出しましたものから、この研修に関する提言を見送って、あと、研究分野についても、これを国に戻すべしという議論はありましたが、直ちに整理合理化する積極的な理由は見出せないとして、これもテーマから外しました。したがって、J I L P T はなくなりました。

これにかわって、結城委員などの提案で、のぞみの園を取り上げました。また、病院系独法と中央労働災害防止協会、これは特別民間法人ですけれども、これらにつきましては、松原委員の提案により、受け入れやすい形に大きく改定されました。

では、始めたいと思います。まず、4 ページをごらんください。前回、議論が公益法人の方に集中して時間切れとなりましたが、独法についての最初の議論となるのが国立病院機構ですね。これにつきまして申し述べます。

国立病院機構と労働者健康福祉機構は、傘下の病院のネットワークの統合や個別病院の再編、整理のために、「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会（仮称）」を設置して検討を始め、1 年を目途に結論を得る。

国立病院系の独法と労災病院系の独法を統合とか再編、整理のために、検討会を設置して、1 年を目途にというのが 1 つポイントだと思うのですが、この委員会では、統合先にやるべしという意見もあり、統合を後にやった方がいいという意見もあり、それに対して、この案でしたら、1 年というのはかなり早いんですね。1 年を目途に統合並びに個別病院、そのほかに、下にありますけれども、170 以上ある両方の機構の病院群の個別の再編、整理ということを検討するために、1 年をめどに結論を得るべく検討会を設置する。

それで、この件、起草者の松原さんの御説明をちょっと聞きたいと思いますので、松原さん、よろしいでしょうか。

○松原委員 この文章に書かれているとおりですけれども、ネットワーク全体の統合の問題と個別病院の整理・統合の問題とを同じステージで同時にやっていったらどうかという視点でまとめさせていただいたということです。

○北沢座長 では、これをちょっと読みます。

厚生労働省所管の独立行政法人が運営する病院は、国立病院機構の国立病院 144、労働者健康福

祉機構の労災病院 30 を初め、年金・健康保険福祉施設整理機構（ＲＦＯ）の社会保険病院 52、厚生年金病院 10 のほか、国立高度専門医療研究センター 6 を含めると、240 以上ある。これらの病院が、複数のネットワークに分かれて置かれ、地域的に効率的、合理的な配置になっているか疑問に思われる。

さらにこの中で、6 つの国立高度専門医療研究センター及び国立病院のうち 8 つの中核的な病院は、政策医療を担うものとしての位置付けは理解できるが、それ以外の病院については、ヒアリングにおいて、公的な病院としての存在理由が明確に説明されなかった。

これらの全病院について、①政策医療を提供する病院としての存在理由、②公的病院としての存在理由（民間病院としては経営的に担えないのか否か、病院ネットワークに組み入れる必要性があるか否か、など）といった観点から一体的、総合的に見直す必要がある。

ＲＦＯ所管の病院については、地域医療を担うものとして、公的な病院として存続させる法案が提案され、廃案となったところであるが、こういった厚労省所管全病院の在り方の見直しの中で、再度検討されるべきである。

非常にわかりやすい説明で、ピタッと私には来ますけれども、異議がなければこれでいこうと思うのですが、いかがでしょうか。

○岩瀬委員 これ、今、読んだときの印象ですけれども、いわゆる検討会で検討して、1 年を目途に結論を得ると。その検討会で整理統合必要ないという結論が出れば、それは整理統合しないということもあり得るということですか。

○北沢座長 それはあり得ますね。これは、そこで検討を始めるということですから、まあそういうことはないと思うのですけれども、逆さまというか、こちらとは違うものが出る可能性はゼロとは言えませんが、いずれにしても、これはちょっと大きな問題なので、しかし、余り先送りできませんから。それから統合をやるとということも視野に入れなければいけないという、これは私は当然そう思っているのですけれども、それも含めてね。ですから、これは横並びになるのですけれども、統合や個別病院の再編、整理のための委員会、検討会を設置してやると、そういうことなので、趣旨は。

有川さん、いかがですか。

○有川委員 異議ありません。

○北沢座長 では、そういうことでよろしいでしょうか。

では、これはこのとおり、原案どおりでまいります。

○大臣官房長 言葉だけですけれども、一番下の、「ＲＦＯ所管の」と書いてしまったのですが、これは「保有の」に直してもらえますか。

○北沢座長 では、これは後ほど訂正ですね。

では、2 番目いきますね。

国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所を統合する。

これは、前回、異議なしということになったわけですが、説明としては、

国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所からのヒアリングでは、それぞれ他の研究開発型独立行

政法人との統合が当面の改革事項として示された。また、国費を投じて行われる研究内容やその成果について、十分な情報開示がなされていないという問題も見受けられた。

上記の統合については、食品と医薬品の組合せによる副作用等の研究のシナジー効果も期待されるところであり、本委員会としては、統合によりこうした効果が発揮されるとともに、今後、研究成果等が広く国民に公表され、還元されることを期待する。

なお、労働安全衛生総合研究所についても、これらの研究所との統合という改革案が示されており、そのとおりに統合することも考えられる。

これはいかがでしょうか。岩瀬さん、よろしいですか。

○岩瀬委員 読んだ感じで、改革案が示されておるといのは、どこからというのとは書かなくても。

○北沢座長 これは政府が、例えば文科省とかもやっているし厚生労働省も過去に。いろんな検討会ありますね。

○岩瀬委員 特にここというのは難しいということですね。

○北沢座長 ええ。だから、決まっているわけではないのですけれども、そういう案は示されていると。

○岩瀬委員 わかりました。

○北沢座長 よろしいですか。

○岩瀬委員 はい。

○北沢座長 私から、ちょっと文言に一言入れるとより一層みんなが、このとおりだとなると思うのを入れます。上から7行目、「今後」の次に、「安心・安全対応型の研究成果等が」と入れた方がね。例えば飲み薬とサプリメント、あるいは食べ物とか、薬もそうですね。そこで、安心・安全対応型というのが特に期待されるということを強調したいので、「安心・安全対応型の研究成果等が広く国民に公表され」というのを入れようと思うのですが、それはいかがでしょうか。結城さん、いかがですか。

○結城委員 私はいいと思います。

○北沢座長 松原さん、どうですか。

○松原委員 ちょっと趣旨がよくわからなかったのですが。

○北沢座長 趣旨は、今言った、例えば飲み薬と食べ物との関係の相互作用、それなどの解明されることが期待されるということで、それで入れようと思ったのですけれどもね。

長谷川さん、いかがですか。

○長谷川委員 私はいいです。

○北沢座長 では、松原さん、よろしいですか。

○松原委員 済みません。どこに。

○北沢座長 7行目、「今後、研究成果等が」の直前ですね。「安心・安全対応型の研究成果等が広く国民に公表され、還元されることを期待する」と一言入れた方がいいと思ったのです。御異議なければ。

○松原委員 まあ。

○北沢座長 では、よろしいですね。特に反対でないということであれば。

では、事務局の方、それを入れてください。

○松原委員 済みません。これは本来やってはいけないのですが、前のところで、病院の数ね。①です。これは 240 以上となっていますけれども、足し算すると 242 ですか。だから、もうびったり数字でいいのではないかと思うのですが。僕、原案つくったときに不確かだったので、240 以上と。では 242 ということで。

○北沢座長 242 ですね。それで確定できるならそれでいしましょうか。

○松原委員 事務局、大丈夫ですか、それで、数。

○北沢座長 後で確認すれば。

では、次いきますね。3 番目ですけれども、これはのぞみの園ですね。

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、国直営によるサービス提供形態にとどまらず、特別養護老人ホームや社会福祉施設等を有する法人の運営手法を広く活用していくべきである。なお、その際は、利用者及び家族の意向に十分に配慮すべきである。

ここの部分で、ちょっと私から。厳密に言えば、これは国の機関である独法が直営ということで、私は、「(独法) 直営による」ということではいかがなものかと思えますけれども、いかがでしょう。結城さん、いかがですか。よろしいですか。

○結城委員 私はそっちの方がいいと思います。

○北沢座長 そっちというのは。

○結城委員 座長の案がいいと思います。

○北沢座長 それで、よりね。国直営型のというような解釈もあり得ると思うのですが、岩瀬さん、いかがですか。よろしいですか。

○岩瀬委員 ええ。

○北沢座長 有川さんもよろしいですか。

○有川委員 ええ。

○北沢座長 では、そういうことで。よろしいですか、松原さん。

○松原委員 座長がおっしゃるとおりに、国直営は独法ですから、ちょっと表現としてはおかしいですね。直し方として。

○北沢座長 それだけ切ってしまうというのものもあるけれども、わかりにくい。直営というのは確かですけれども。これは 2004 年かなんかにたしか独法になっていますね。

○松原委員 おっしゃることはよくわかるのですが、独法直営。

○北沢座長 「(独法) 直営」、それとも「独立行政法人としての直営」と書きますか。

○松原委員 表現としてどういうのが適切か。

○大臣官房長 (国) にするのか、もう独法にはなっているので、(国) というのを外して、「独立行政法人直営による」としてしまってもいいような気がしますけれども。

○北沢座長 ではそれでいしましょうか。「独立行政法人直営による」と。

では、そういうことで。

そして、説明としては、

のぞみの園の視察からは、入所者の高齢化と介護ニーズの高まりが窺えたが、このような高齢化の現状と多様化する利用者のニーズを踏まえた対応が求められると考えられる。

とありますけれども、これについていかがでしょうか。

では、私の方から。追補として、一番ラストに、「これには高齢者ケアを専門に行っている特別養護老人ホームや老人保健施設を有する法人等の活用が求められる」というフレーズを追加した方がより鮮明かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

結城さん、よろしいですか。

○結城委員 はい。私はいいと思います。ただ、ここで、上に「社会福祉施設等」というのが、老健というのは医療法人でやっていると思うのですけれども、そういう含みもあるということは理解した上で、下はという意味でということだと思いますが、それでよろしいかと思います。

○北沢座長 いいですか。

○岩瀬委員 はい。

○北沢座長 有川さん。

○有川委員 はい。

○北沢座長 長谷川さん。

○長谷川委員 いいです。

○北沢座長 松原さん。

○松原委員 はい。

○北沢座長 では、今のをもう一度言いますね。一番最後ですよ。「これには高齢者ケアを専門に行っている特別養護老人ホームや老人保健施設を有する法人等の活用が求められる」と。

○松原委員 済みません。1点いいですか。言葉の問題で、「利用者」という言葉が、現地に視察に行った資料とかだと「入居者」という言葉も使われていて、どちらが適切か。

○大臣官房長 「入居者」です。

○北沢座長 では、「入居者」でよろしいですか。在宅がないということで。この黒枠の中の4行目です。「入居者及び家族の意向」で。

○大臣官房長 はい。「入所者」です。

○北沢座長 入居と言うと普通の家庭みたいになってしまいますものね。「入所者及び家族の意向に十分に配慮すべきである」。ほかにございますか。

では、次いきましょうか。特別民間法人。

中央労働災害防止協会は、設立根拠となる「労働災害防止団体法」の見直しを含めて、同法の趣旨に見合う適切な経営形態に移行するために、審議会において検討を始め、1年を目途に結論を得る。同時に、他の全ての特別民間法人についても、同様の検討を始める。

これはほかのすべての、これは厚生労働省所管を指すということでもいいですね。当面というか、この対象では。そうすると、これは、今、全部で11あって、政府で、もしも内閣でこれを取り上げようということになると、対象は31に広がるはずですよ。ですから、非常に大きな意味がある条

文になるわけですね。これについてはいかがでしょうか。

これはちょっと複雑な背景がありますので、その下も読みます。

中央労働災害防止協会から、特別民間法人の代表例として、ヒアリングを行ったが、同協会の活動と労働災害防止の効果について十分な説明がなされなかった。また、同法人において過去にコンプライアンス違反があったことの指摘もあった。同協会は、労働災害防止団体法に基づく業務が遂行されているかどうかを検証し、それにふさわしい経営形態への移行を検討する。

また、同協会の運営に問題があった原因に、この法人が、独立行政法人でも公益法人でもない、特別民間法人という法人形態故の不十分な情報公開やガバナンス等があったことが浮かび上がった。

他の特別民間法人についても、同様の問題があることが考えられ、同様の検討を始めるべきである。

特別民間法人の定義は、「民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人」という、非常にややこしい、わかりにくい定義なのですね。

ということで、この黒枠部分を決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

岩瀬さん、よろしいですか。

○岩瀬委員 ええ。

○北沢座長 結城さん、松原さん、賛成ですね。長谷川さん、有川さんも。

では、これはこのまま通します。

その次に、公益法人に移ります。前回、これを文言を含めて非常に入念にやった結果、時間切れになりましたけれども、ここで慎重に練り直したのがこの内容になります。

まず、指定法人問題ですね。

全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。

背景説明として、

全国に1つの法人を指定して、業務を実施させる指定法人については、介護労働安定センターを代表としてヒアリングを行ったが、そこからは指定された当時とは社会のニーズや状況が変化しており、それに応じて指定法人としての業務内容も逐次見直されているとの説明があった。

各指定法人を取り巻く時代の要請にも変化があるため、業務内容の見直しもさることながら、指定法人として当該業務を実施するという制度自体も検証が必要と思われる。ただし、当該制度の採否は個々の政策と密接に関わるため、個別の検証が必要であり、この作業は関係審議会等で行うべきと考えられる。

また、特定の法人が既得権として長期にわたり指定による業務を実施するのではなく、より適切な法人が選定されるための環境整備も必要ではないかと考えられる。

非常にいいかと思うのですけれども、いかがでしょうか。岩瀬さん、いかがですか。

○岩瀬委員 いいと思います。

○北沢座長 有川さん、いかがですか。よろしいですか。

○有川委員 はい。

○北沢座長 では、これはこのとおりということでよろしくお願いします。

続きまして2番目。

国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うことができる適正な料金となるよう見直す。

背景説明として、

指定を受けて国家試験業務を実施している公益法人の例として、柔道整復研修試験財団及び社会福祉振興・試験センターからヒアリングを行ったが、そこから、試験料を主たる財源として実施される当該業務において、年度別に見て収支差益があることが明らかになった。

このような公益法人は、試験料等を独占的に得られる特別な地位を付与されているものであるため、まずは、試験料等を試験業務のコストを適正に反映したものにすべきであるが、それにとどまらず、現在のコスト自体が適正かという観点からも、その水準を見直す必要がある。

これについて、ちょっと私の方で、後ほど気づいたことですが、この方がいいかなと思うのですが、この黒枠の中ですけれども、2行目ですね。「費用を賄うことができる」というのを「賄うに足りる」とやった方がより鮮明かなと。「費用を賄うに足りる適正な料金となるよう見直す」という。これは私の提案ですけれども。

それから、背景説明の中で3行目ですね。「年度別に見て毎年度」と入れた方がいいと思うのですね。なぜそう言うかということ、柔道整復を調べ直したところ、毎年度、約 5,000～6,000 万円規模の収益が出ていると。要するに収支差益ですね。それが繰り越されて膨らんでいくわけですが、そういうところから見ますと、「年度別に見て」だけではなくて、「毎年度収支差益があることが明らかになった」という方がわかりやすいと思うのですけれども、この2点を私の方から提案します。

結城さん、その点いかがでしょうか。

○結城委員 座長の案でいいと思います。

○北沢座長 岩瀬さん、いかがでしょう。

○岩瀬委員 座長案でよろしいと思いますけれども、必要な費用となると、「効率的に事業を行うのに必要な費用」と書いているので、まあいいのかなあとと思います。できることなら、「最低限の費用を賄う」というぐらいの縛りをかけてもいいのかとは思いますが、そこはこだわりませんので、これでよろしいと思います。

○北沢座長 そして「毎年度」というのは入れた方が。

○岩瀬委員 それはもうそっちの方が絶対いいと思います。

○北沢座長 そうすると、「賄うに足りる」の方がよろしいということと考えていいですか。

○岩瀬委員 はい。

○北沢座長 松原さんはどうですか。ちょっと表現のニュアンスが出てきますけれども。

○松原委員 「賄うに足りる」は結構です。ニュアンスどう違うかよく理解できないのですが、こちらでも問題がないと思います。「毎年度」のところは、下の３行目のところですか。

○北沢座長 枠外の３行目の真ん中辺です。「年度別に見て毎年度」というのを入れようと思っているのですけれども。

○松原委員 「年度別に」にかえてですか。

○北沢座長 変えてではなくて、「年度別に見ると」ということですね。「年度別に見ると、毎年度収支差益あることは明らかになった」。あるいは、「年度別に見て」をなくしても構わないですね。でも、そうなると、年度別に見てといっても、この３年ぐらいのあれでしたよね。正確に言うと、年度別に見てと、どこから見ているのかとなることもあり得るので、「比較的最近の年度別実績を見ると」とか、そういうことになりますね。そのようにやりましょうか。つまり、１０年前はちょっと資料はなかった。このヒアリングで出てきた資料ですね。「このところ」にやりましょうか。「ここ数年」、それだったらいいいですね。

○岩瀬委員 だけど、過去３年だったらもう過去３年と書いてしまった方がいいのではないのでしょうか。

○北沢座長 そうですか。柔道以外の方もそのような感じで受けとめたのですけれども、そこはどうか。

○大臣官房長 ちょっと確認しますか、どうしますか。

○松原委員 あえて「毎年度」にしなくも、私はニュアンスにそんな大きな差はないと思うのですが。

○結城委員 余りもめるのだったらこのままにしておいた方が。今日時間もないことですし。

○北沢座長 では、このままにして、黒枠だけ、「賄うに足りる」と。あとは同じでということではよろしいですね。

では３番目。

機械等の検査・検定等の登録制度の運用については、民間参入を促進するため登録要件の緩和・見直しを行い、登録法人数の拡大を図る。

背景説明として、

この業務については、平成 15 年度末に指定制度から登録制度に移行しており、現行法で既に複数法人の参入が認められているが、その例として行った日本ボイラ協会からのヒアリング等からは、その参入がまだまだ少なく、既存法人のシェアが圧倒的であることが明らかになった。

例えば第二種圧力容器の個別検定の分野では、登録制度移行後に株式会社が２社参入しており、そのシェアが 6.3%程度である一方、日本ボイラ協会のシェアは 85.3%程度となっている。（平成 21 年度）

そこで、上記のとおり、競争を促進する必要があると考える。

※個別検定……小規模の圧力容器等について製造時等に安全性を確認するもの
これはいかがでしょうか。

○岩瀬委員 僕は、これでよろしいとは思うのですが、もう一つ追加をしていただきたいのは、登録料に関しても、前回の前の試験料と同じように、「効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足る適正な料金とすべきである」というのを入れていただいた方がいいのかなと。

○北沢座長 こっちは国家試験の方だから。

○岩瀬委員 登録料というのは、つまり。

○松原委員 これは試験とは違って、もう競争的になっているのですね。だから、安いところが出ていくみたいな。

○岩瀬委員 例えば試験を通して登録しないと業務ができないというのはまた別なのです。

○大臣官房長 それは②の方で、「試験料、登録料等」と。

○岩瀬委員 済みませんでした。これで結構です。問題ないです。

○有川委員 箱と外の文章の対応関係ですけれども、なぜ参入してこないのかというのが、登録要件が厳格だというのが下の方に書いてないものですから、登録要件が原因なのかどうか、ちょっとこの文章との関係では出てこないような感じがするのですが、もし原因が登録要件が厳格過ぎるということであれば、下の方の文章のところに、その参入がまだまだ少なくという、頭の辺りに登録要件が限定的でとか、あるいは厳格でということを。

○北沢座長 どこですか。

○有川委員 文章の3行目です。なぜ少ないのかという頭に「登録要件が限定的で」とか、あるいは「厳格で」というのを入れていただくと。

私、事実認識が必ずしも十分でないので、もし原因が登録要件ではなくて制度の情報公開なのだとすると、もっと違う書き方になるのかなという気がするのですが、その辺は、共通認識として、登録要件に問題があるという認識でよろしいのか。

○北沢座長 これは少なくともそれだけというわけではないけれども、原因の一つ、要因の一つという認識は変わってないと思うのですね。いかがですか、松原さん。

○松原委員 多分、この因果関係ということになりますね。そこについてはしっかりと議論はきっとしていなくて、私自身も了解していないのですね。ただ、もし政策的に対応できるとしたら、当面はこしかないう、登録要件の緩和見直ししか、恐らく、それ以外の手法というのは実はそんなにはないのではないかとこのので。ですから、下の方に原因を書くにはちょっと検証不足のような気がするのです。

○北沢座長 少なくとも登録要件の緩和見直しをやれば競争促進にはなりますね。そういう認識でやっておいた方が。

○有川委員 もし可能であれば、箱のところを、「緩和」と言うと、事実認定として、その原因として、厳格だという事実認定が必要だろうと思うのですが、そのところが必ずしもはっきり明確に押さえてないのであれば、「緩和」という言葉はとって、「登録要件の見直し等」ぐらいにしていたら、いろんな幅を持たせることは可能かなという気がするのですが。

○北沢座長 これは、でも、「緩和」がないとちょっと具体性に乏しいような響きになりますね。

○有川委員 やはり規制緩和のときもいろいろ反省がありましたように、本当に今の登録要件が厳

格なのかどうかということが押さえられないまま「緩和」という言葉を。

○北沢座長 私は、ちょっと個別に調べたのですよ。その結果、それは厳しいかどうかは判断する人によって変わるかもしれませんが、えらい細かいですよ。だから、もっと大ざっぱとか、緩和した方がいいのではないかと思ったのです。その基礎資料はこの中にあるのですけれども、これ、検討するだけでえらい時間かかりそうですけれども、私の印象では。

○有川委員 私は、要は、登録要件が厳格で、緩和する必要がないと言っているわけではなくて、事実認定として登録要件がやはり厳格だということであれば、「緩和」は当然残していただいているのですが、そこのところははっきりわからないのであれば、もう少しぼかしておいた方がいいかなと思って申し上げたということですが。

○北沢座長 私はこのとおりでよろしいと思うのですけれども、特にあれですか。その辺で、今のとおりだというような、有川さんおっしゃるとおりで、このようにやった方がいいというご意見ございますか。

○有川委員 「緩和」というところが、ほかの委員の方は、やはり現在は緩和しなければいけない現状にあるという共通認識でしたら、特にこだわりません。ただ、ほかにも原因ある可能性があるのであれば、せめて「緩和・見直し」の後に「等」を入れていただければ。

○北沢座長 「見直し等を行い」、それはいかがでしょうか。

○結城委員 「等」を入れた方がよろしいと思います。

○北沢座長 それは異論ないと思うのですけれども、よろしいですか、岩瀬さん。

○岩瀬委員 はい。

○北沢座長 では、「見直し等を行い」ですね。ほかに例えば原因があって、それもやらなければいけないと解釈できますね。それでよろしいですか、有川さん。

○有川委員 はい。

○北沢座長 続きまして4番目ですね。

「特定の補助金等を特定の法人に毎年度交付する」いわゆる名宛て補助金は原則廃止する。当該補助金の政策的必要性が高い場合については、可能な限り競争的な選定となるよう検討する。また、予算上、相手先を特定せざるを得ない場合には、情報公開を徹底し、透明性を確保する。

その背景説明として、

予算上特定の公益法人を相手先として補助金等を交付し、事業を実施させている事例が認められるが、基本的にはこのような取扱いは改めるべきと考える。ただし、政策的な必要性等からこの種の仕組みによらざるを得ない場合もあると考えられるので、この場合には、情報公開を徹底し、補助金等の交付先選定理由について、国が十分な説明責任を果たすべきものとする。

ちなみに、特定のというのはどのぐらいあるかというと、厚生労働省所管は39法人ですね。岩瀬さん、いかがですか。原則廃止ですね。

○岩瀬委員 これでよろしいと思います。

○北沢座長 有川さんもよろしいですか。

○有川委員 はい。

○松原委員 「本省」という言葉はこれでいいですか。

○北沢座長 どこですか。

○松原委員 済みません。間違えました。

○北沢座長 では、この④はこの原案どおりでまいります。

⑤ですね。

委託事業を他法人に丸投げするなどにより、受け取った補助金等を第三者に再交付する公益法人に関しては、補助金等を本省から直接事業実施法人に交付する仕組みに改める。また、高い専門性に基づき資金を配分する事業を行う法人については必要性が認められるが、その専門性を十分に検証する。

背景説明として、

国からの補助金等が特別な能力を有しない公益法人を経由して事業実施機関に交付されている問題が指摘されたが、このように、国費の流れにおいて無用の機関を単純に介在させる仕組みが改められるべきであるのは言うまでもない。

この問題と、専門性の高い法人が国の研究費等の分配機能を担うことは、その専門性故に峻別すべきであるが、例えば、研究事業実施主体を選定する事業のようにこの分配機能を担わせるものについては、その委託先の専門性を十分に検証すべきと考えられる。

これは、私の方から1か所、その後見た結果、このようにした方がよろしいかと思うのですけれども、黒枠の一番ラストから2行目、「必要性が認められるが」を「認められ得るが」。自動的に認められるような印象になってしまうといけませんので、「高い専門性に基づき資金を配分する事業を行う法人については必要性が認められ得るが、その専門性を十分に検証する」と言った方が万全かと思うのですけれども、それは結城さん、いかがですか。

○結城委員 私は座長の提案でいいと思います。

○北沢座長 長谷川さん、いかがですか。

○長谷川委員 私も、それでいいと思います。

○北沢座長 岩瀬さん、有田さん、よろしいですか。

○岩瀬委員 はい。

○有田委員 はい。

○北沢座長 松原さん。

○松原委員 はい。

○北沢座長 では、「得るが」ということでやっておいてもらえれば。ほかにありますか、この件。

○大臣官房長 「本省から」ではなくて、「国から」。

○松原委員 先ほどずれてしまいましたが、「本省」は「国」の方がいいのではないかと。

○北沢座長 その方がいいですね。

○松原委員 それから、これも余りあれですけれども、ページめくった2行目の「言うまでもない」は、ほかでこういう表現余り使ってないので、「認められるべきである」と。

○北沢座長 それでいいですね。ほかにいかがですか。

○有川委員 8ページの4行目の「峻別」という言葉はかなりきついです、「特別」ぐらいでいいのかなと思います。「峻別」という言葉は、何か特に意味があって使われているのか。

○北沢座長 これは意味あるのですよ。どういうことかといいますと、具体的に言うと、そういう専門性があるとして、指摘している法人は、いわゆるトンネル法人というやつで、その場合に、実際にただブローカーみたいにやっているのと、そうでない専門性をしっかり分ける必要があるという意味でやったと思うのですね。だから、これの方が私はいいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○結城委員 「峻別」というのがわかりにくいのであれば、「厳正に見分けるべきである」とか、そのようにちょっと一般の人がわかるように。

○北沢座長 厳正に分けるべきである、厳正に区分すべき、あるいは区分すべきであるがとやりますか。

○結城委員 わかりやすい方が私はいいかなと思います。

○北沢座長 わかりやすい方がいいですね。では、「厳密に分けるべきであるが」とやりますか。松原さん、いかがでしょう。

○松原委員 その方がいいと思います。

○北沢座長 では、よろしいですね。有川さん、「厳密に分けるべきであるが」と。そうすると誰でもわかりやすいという感じですね。

○松原委員 ちょっといいですか。文章的なことで、この3行はちょっとわかりにくい感じがしますね。それで、「この問題と」「分配機能を担うことは」となっていますから、要するに、「この問題と」もう一つの方が「こと」になっているので、2つの比較がちょっと読みにくいなということと、もう一点は、専門性故に厳正にではなくて、恐らくこれは専門性を基準にみたいな内容だと思うのですが。要するに2点あって、何と何を峻別というか、厳正に区分するかがちょっと不明確かなということと、「専門性故に」という用語がちょっと不自然のような気がするので、「専門性故に」ではなくて、「専門性を基準に」とか、そういうことの方がわかりやすいかなということ。2つのことを言ってしまうているのですが。

まず、「専門性故に」のところは、「専門性を基準に」とか。

○北沢座長 その方がいいですね。そこだけまずとってみてもそれはいいと思うのですけれども、その前とのかかわりでちょっと見ましょうか。

○松原委員 「この問題と」。

○北沢座長 「この問題を考える上で」とか。

○松原委員 そうではなくて、この問題というのは前を受けているのではないかと思うのですね。要するに、無用の機関に単純に介在されることなのですね、きっとね。だから、それを「この問題と」で意味が通じやすいかどうかだけですけれども。

○長谷川委員 「この問題と」がなくたって意味は通じるのではないですか。「専門性の高い法人が国の研究費等の分配機能を担うことは」。

○北沢座長 その方がかえってわかりやすい。ごちゃごちゃしない方がいいですから、「この問題

と」というのは除いて、別行で、専門性の高い法人だと、そうやればピンと来ますね。

○松原委員 区分するのだから、AとBを区分しなければいけないから。

○北沢座長 岩瀬さん、いかがですか。

○岩瀬委員 分けるのであれば、「一方」とか「他方」を入れた方がわかりやすいと思いますね。

○北沢座長 仮にそれを置くとして、置くというのは、**place** の方の置くね。置いて、「他方、専門性の高い法人が国の研究費等の分配機能を担うことは、その専門性を基準に」。

○岩瀬委員 ちょっとよろしいですか。「この問題と」というところを「ただし、専門性の高い法人が国の研究費等の分配機能を担う場合は、その専門性を基準に厳正に分けるべきである」。

○北沢座長 なるほど。それで、丸にして、「例えば」とやればいいですね。

○岩瀬委員 そうですね。

○北沢座長 その方が文章の切れ味がよくなると。今の、もう一度言っていただけますか。

○松原委員 分けるのですか。

○岩瀬委員 いや、受けているのだけれども、無用な機関を単純に介在させる仕組みはよくないと。ただし、専門性のある機関に関しては介在することも必要であって、その場合は、厳正にその機関を見直さないといけないという意味であればつながっているとは思うのですね。ただ、文章的には一応2つの文章にするということではないかと思いますけれども。「ただし」だと受けられるのではないかと。

○松原委員 いいのですけれども、恐らくここの文章は、長谷川さんが、「この問題」、とってしまえと言いましたけれども、峻別するというのは何と何を峻別するかというと、恐らく、無用な機関に単純に介在させることと専門性の高い機関が分配機能を担うこととを、2つを分けろと、峻別しろという文章で、その峻別の基準が、専門性があるかないかということの文章だと思うのです。だから、そうすると前半部分をとってしまうと何と何を区分するかがわからなくなってしまうのではないかという指摘ですけれども。

○北沢座長 今の岩瀬さんの、「ただし」で僕はピンと来ますね。どう、結城さん。

○結城委員 考え方として、原則、介在するのはだめだけれども、専門性があって、きちっと大義名分があるところだったらいいよということを言えればいいわけですね。だから、もし区別して峻別するというのをなしにすれば、そのようなニュアンスに。同じことだと思うのですけれども。

○北沢座長 わかりやすい方がいいですから、私は、「ただし」でやると非常に流れがつかみやすいと思うのですね。ですから、今の岩瀬案にむしろ賛成ですけれども、長谷川さん、いかがですか。

○結城委員 だから、ここは、専門性を担保するとか、そのような意味になるわけですね。専門性がちゃんとあってしっかりしているのだったら、そこにはいいよということを言いたいわけですね。そういう文章を考えないとまずいのではないかと。

○北沢座長 そうすると、具体的に言うと、「ただし」はいいとして、この後ろの方ですね。専門性故に厳密に分けるというところがちょっとあいまいもこであると。そうすると、専門性の高い法人が担うことが適当か否かとまず、これは仮にです。適当か否か、その専門性のあるなしを判断すべきだと。そういうことでしょう。イン・アザー・ワーズでやる必要があると思う。言いかえ

ればということでやらないと、一般の人、ちょっとピンと来にくいよ。ちょっと岩瀬さん、そこ、上手でしょう。

○岩瀬委員 僕は、この感じだと、「ただし、専門性の高い法人が国の研究費等の分配機能を担うことは必要であるけれども、その場合はその専門性を基準に厳正に判断すべきである」とか、そんな感じではないでしょうか。

○結城委員 それでいいのではないですか。

○北沢座長 「必要である」とやらないで、「必要性が」とかやりますか。「必要がある」と言うとなんか自動的にいってしまうようなおそれがあるから。「必要性が認められ得るが」。

○結城委員 それはちょっと文章になってみないと。

○北沢座長 一応出してみるのですよ。どうですか、今の。

○結城委員 今のでいい。つくってから、もう一回、てにをはを確認した方がいいかなと。

○北沢座長 そこ、岩瀬さん、もう一回言ってくれる。それで決めてしまいましょう。「必要性が認められ得るが」というところ。

○岩瀬委員 「ただし、専門性の高い法人が国の研究費等の分配機能を担うことについては必要性が認められるが、その場合は専門性を基準に厳正に判断すべきである」という感じかなと。

○北沢座長 後ほどもう一回吟味するということで、どうですか。それを一応仮決定というか。

では、そういうことでよろしくお願いします。では、次いきましょうか。⑥。

障害者や介護等の福祉施設の委託においては、特別養護老人ホームその他の社会福祉施設などを有する法人の活用を検討する。なお、その際は、利用者及び家族の意向に十分に配慮すべきである。

背景説明として、

国が保有し、その運営を公益法人に委託している労災特別介護施設等については、利用者の多様化するニーズや高齢化の現状を踏まえた対応が求められると考えられる。

労災特別介護施設を運営している労災サポートセンターに関するヒアリングでは、これまでの一括委託を改め、社会福祉法人も含めた他の事業主体の参入可能性を高めるため、分割調達が検討されていることが明らかになった。

ちょっと先に言いますと、「利用者」は、「入所者」でしたか。

○結城委員 これは在宅があるから、「利用者」で。

○北沢座長 これは「利用者」でいいのですか。

○結城委員 在宅なかったですか。なんか在宅の説明を受けたような気がしたのだけれども、確認した方がいい。

○北沢座長 では、これは確認ですね。在宅でなければ「入所者」の方がいいと。

○結城委員 福祉の対象というのは「利用者」というのが一般的なので。だから、在宅と施設ごっちゃになっているときは、「利用者」を使った方が一般的かなと思います。

○北沢座長 ほかにありますか。このようにした方がより一層いいとか、これを入れるべきだというのは。岩瀬さん、いかがですか。

○岩瀬委員 これでいいと思います。

○北沢座長 有川さん、よろしいですか。

○有川委員 ええ。

○北沢座長 では、先ほどの「利用者」の確認を。

○結城委員 ちょっと気になったのは、「調達」という表現はこれで大丈夫ですか。一番下に「分割調達」とか書いてあるのですが。

○大臣官房長 これは、契約というか、入札行為やる場合は「調達」という言葉を使います。

○結城委員 わかりました。

○参事官（総務課） 先ほどの「利用者」でいいです。

○北沢座長 では、原文どおりでいきます。

続きまして⑦。

国の助成事業や委託研究事業などの成果および主な契約に関し、情報公開を徹底するため、インターネット上のホームページでの情報開示について共通の必要条件を明示したガイドラインを設ける。

背景説明です。

研究開発型独立行政法人等のヒアリングからは、国費を投じて実施されている研究等の事業の成果や契約状況が、必ずしも十分に公表されていないことが窺えたが、独立行政法人や特別民間法人のみならず、公益法人についても、凡そ国費を投じて事業が実施されているものについては、統一的なルールの下での十分な情報開示が必要と考えられる。

これはいかがでしょうか。特に異議ございませんか。

○松原委員 下の方の文章はいいのですが、黒枠の中の文章、ちょっと。

○北沢座長 黒枠の文章をもう少し改良した方がいいということですね。

○松原委員 そうですね。下の文章はいいのですが、「成果および主な契約に関し」。

○結城委員 これは契約と成果というのが並列的になっているから、主語、述語がちょっとわかりにくくなってしまう。

○松原委員 「契約」にだけ「主な」がついているとか。

○結城委員 だから、成果は一つの文章にして、契約はまた一つの文章にした方がわかりやすいかなと。契約というのは何の契約でしたか。

○北沢座長 これは要するに委託契約。随意契約にしたとか。

○結城委員 要するに、これは研究成果というか、研究発表はきちっと情報公開しなければいけませんよという一つの問題と、どこかに業者に委託した契約はちゃんとこのようにしなければいけませんよと2つのことをちゃんと開示しましょうということを言いたいわけですね。

○北沢座長 そうですね。だから、契約といったって、小さい契約を一々やるのは適當ではないですから、主な契約と、そういう発言だったと思うのです。

○松原委員 いいです、これで。

○北沢座長 これでいいですね。僕はいいと思う。では、よろしいですか。これで網羅してしまっているから。

○岩瀬委員 細かいことですが、成果よりも契約が先に来た方が。「主な契約内容」ではないでしょうか。「主な契約内容及び事業成果に関し情報公開する」。

○北沢座長 それの方がいいね。なぜかという、契約といたら、タイトルだけだとわからないものね。これに関しこうこうというのだけでは。契約で、物資調達みたいな感じではわからないから、それの方がいいですね。「契約内容」とした方が。

○岩瀬委員 契約を先に置いて、成果を後に。

○北沢座長 それはいかがですか。それは賛成だな。どう、長谷川さん。

○長谷川委員 その方がいいと思います。

○松原委員 「主な」を前に持ってくると。

○岩瀬委員 そうそう。「主な契約内容及び事業成果」。

○松原委員 そうすると、下のところの文章が「契約状況」ですから、そっちの内容と一緒に合わせた方がいいかもしれません。

○岩瀬委員 ここも、契約を先に、成果を後に。

○北沢座長 どこですか。

○松原委員 枠の下の方で。

○北沢座長 「契約状況や成果が」とやるのですね。

○松原委員 契約内容、「状況」を「内容」に直して、「契約内容や成果が」ということですね。

○北沢座長 それでいいですね。

○長谷川委員 または「国の助成事業や委託研究事業については、主な契約内容及び事業の成果について」というように。まあ、いいです。

○北沢座長 そうすると、後で確認しますが、もう一つ、小さいあれですが、「凡そ」をひらがなでやった方がいいと思う。

○長谷川委員 そうですね。

○北沢座長 これは、「ぼんそ」なんて読むといけないから、「およそ」でいきますね。

それで、これがいいと思われたことを確認しますが、よろしいでしょうか。

国の助成事業や委託研究事業などの主な契約内容及び事業成果に関し、情報公開を徹底するため、インターネット上のホームページでの情報開示について共通の必要条件を明示したガイドラインを設ける。

背景説明として、

研究開発型独立行政法人等のヒアリングからは、国費を投じて実施されている研究等の事業の契約内容や成果が、必ずしも十分に公表されていないことが窺えたが、独立行政法人や特別民間法人のみならず、公益法人についても、およそ国費を投じて事業が実施されているものについては、統一的なルールの下での十分な情報開示が必要と考えられる。

これでよろしいですか。

○松原委員 文章で、まず、「情報公開」と「情報開示」ですね。情報公開法でも、開示請求権とか、言葉、ダブっているのですが、この枠の中で「公開」と「開示」という言葉を別に使っ

ていいのかどうかはどうでしょう。

○北沢座長 一番上は問題ないですね。枠の中は。

○松原委員 いや、枠の中の話で、「情報公開を徹底するため」、「情報開示について共通の」というのを。

○岩瀬委員 「情報公開」に統一した方がわかりやすいような気がします。「情報公開を徹底するため、ホームページでの情報公開についての共通の必要条件を」。

○北沢座長 それでもいいのですけれども、僕は別に「情報開示」、それでもおかしくないとは思いますが、では「情報公開」にしますか。僕はこれでも違和感はないけれども、そっちの方がよろしければ。

○松原委員 開示というのは公開法の開示請求権みたいなイメージがありますね。

○北沢座長 では、「公開」にしますか。

では、もう一回言いますね。この２段目から。「インターネット上のホームページでの情報公開について共通の」と続けます。

では、次いきます。⑧。

国は、公益法人に対して委託事業の契約を行う際に会計法第 29 条の 3 の規定を遵守し、一般競争を原則としつつ、競争性及び公平性を確保した運用を徹底する。また、企画競争方式を含め、随意契約による場合には、情報公開を徹底する。

説明として、

国が公益法人を相手方とする委託契約を行う際、必ずしも相手方を競争環境に置いていないため、効率的に事業を実施できていない場合が見受けられる。企画競争方式の場合も含めて、一般競争入札ではなく随意契約による場合には、情報公開を徹底し、契約相手先の選定理由等について十分な説明責任が果たされるべきである。

これはいかがでしょうか。

ちょっと私の方から。皆さんに諮って、それはちょっとくどいからやめておけと言われればおろしますけれども、実は一般の人から見てこっちの方がわかりやすいと思ってね。会計法第 29 条の 3 の規定、これを一言で言うと、丸括弧して、法律にあるように、かぎ括弧に「契約の方法・一般競争・指名競争・随意契約」、これが入っているのですよ。だから、規定というのは何だと。知っている人はごく一部いますけれども、いかがですか。そういうのがあった方が、読む人はそこを引っ張って読んで、ああ、こういうことかと。

○岩瀬委員 あった方がいいです。

○北沢座長 よろしいですか。

それでは、入れますね。それも法律の条文に入っていますので。二重かぎ括弧というのですか。『契約の方法・一般競争・指名競争・随意契約』。これを丸括弧内に入れて、「規定」の次に挿入いたします。

○松原委員 それで、黒枠の中の文章で、「一般競争を原則としつつ」とありますね。普通、こういう文章の場合には、「しつつ」だと、その次はちょっと違う条件が出てくると思うのですが、し

つつ、違うことをやるというのが普通ではないかと思うのですが。

○北沢座長 「原則として」にしますか。

○松原委員 そうですね。要するに、一般競争が競争性及び公正性の確保ですから、「しつつ」がちょっと不自然のような。

○北沢座長 「して」でよろしいですか。

○松原委員 「して」の方が。

○北沢座長 「一般競争を原則とし」の方がピリッとしますね。今の、いかがでしょう。「一般競争を原則とし、競争性及び公平性を確保」、この方がすっきりしますね。よろしいですか。

ではそういうことで。

○有川委員 あと、後段のまた書きのところでちょっとお願いがあるのですが、随意契約のうち競争性のない随意契約は確かに情報公開の最大の必要性のある分野ですけれども、企画競争をやっている、それが実際、額面だけではなくて、実質を伴った企画競争でしたら、それより情報公開の必要性があるのは、一般競争の名を、そういう前提を置きながら、実際は1社入札をやっている場合と、それから総合評価という名前で、評価の仕方が非常にファジーではっきりしない、その分野の方も非常に、企画競争による随意契約より情報開示はおこなっているものですから、「企画競争方式を含め、随意契約による場合には」と限定されると、ちょっとそれ以外の部分はいいかという気持ちになるので、もし随意契約に限定するのでしたら、「企画競争方式を含め」というのはとっていただきたいし、もし企画競争を含めて随意契約の情報公開を問題にするのであれば、競争入札であっても、1社入札の場合などについても併せて情報公開を徹底すると書き込んでいただけると。

○北沢座長 それはいいですね。表現は工夫するとして、1社応札というのは確かにありますからね。そうすると、今のこの条文的に言うと、「また」の次に、「一般競争契約でも1社応札の場合や」と入れればいいですか。

○有川委員 ええ。順番としては、「企画競争方式を含め随意契約による場合や、競争方式の場合でも1社入札における場合には」とか、ちょっと今、言葉が適切ではないかもしれませんが、「競争入札においても1社入札の場合」とかいうのをに入れていただいて、したがって、一番最後の裸の文章のところも、「一般競争入札ではなく」というのをとっていただいて、「随意契約による場合、また競争入札でも1社入札となっている場合」というのをに入れていただくと。

○北沢座長 枠外ですか。

○有川委員 枠外の一番最後の行ですね。「一般競争入札ではなく」というのをとってもらって、「随意契約による場合、また競争入札でも1社入札となっている場合など」。総合評価のところもちょっとイメージしているものですから。

○北沢座長 御趣旨はわかりました。

○有川委員 いわゆる隠れ随契がたくさん、一般競争の中に入っているものですから。

○北沢座長 それは問題になっていますね。そうすると、今のをもう一度確認しますと、黒枠の中は、一番下の方の2段ですね。「また、企画競争方式を含め、随意契約による場合や、一般競争入

札において1社応札となった場合」ですね。

○有川委員 「なっている場合」とか。

○北沢座長 「なった場合には、情報公開を徹底する」、そういうことですね。

○有川委員 はい。

○北沢座長 それで、その背景説明では、3行目が変わりますね。「含めて」からですね。「随意契約による場合、また、競争入札でも一般競争入札」とやった方がいいですね。「一般競争入札でも1社応札となった場合には、情報公開を徹底し、契約相手先の選定理由等について十分な説明責任が果たされるべきである」。ちょっとダブってしまいますけれども、今おっしゃった趣旨はそういうことですね。

○有川委員 はい。それがしつこいようでしたら、黒枠の外は「随意契約による場合等」ぐらいにしておいてもらおうと。

○北沢座長 そうですね。今の方がすっきりすると思いますけれども。

○松原委員 ちょっといいでしょうか。結果的な1社が応札するという状況が不自然なのはそうですけれども、そのことについて、情報公開というのは何が求められるのですか。いや、おかしいと思っているのですよ。だけれども、例えば随意契約の場合には、総合評価とかいろいろな形で、具体的にどうやったのだということは説明責任、情報公開は必要だと思うのですが、一般競争入札をやって、結果的に1社になってしまったという状況について何を説明させるのかと。説明することがないような気もするのですけれども、そこはどうお考えですか。

○有川委員 1社入札になった場合の仕様書がどういう仕様書になっているとか、1社入札になる原因というのはある程度、今、特定されてきていますので、それらが問題なかったのかどうかを。

○松原委員 ただ、一般競争入札の場合には仕様書も完全にオープンですから。

○北沢座長 だけど、仕様書だけでない場合あるのですよ。例えば手挙げる期間が短くて、通告期間が短いのがあったり、その条件が、過去の同じような仕事やっていなければいけないとか、そういうことですね、有川さん。条件はどういう条件か。

○有川委員 ここでその辺の問題を議論するつもりはないのですけれども、企画競争方式を入れた随意契約よりも問題がある契約がたくさんあるものですから、「企画競争方式を含め」という、ここにこだわるのであれば、そののところも入れていただきたいし、もしそのところは議論あるのであれば、「企画競争方式を含め」というのはとっていただきたいなという。

○北沢座長 この黒枠の中のおっしゃった趣旨には賛成ですよ、私は。ただ、ダブって、この背景説明はもう一工夫すれば済むかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○結城委員 今、座長の言った内容を入れておいた方が私はいいと思います。わざと1社しか来ないようにさせるというのは、テクニク的にやはりあると思うので、実際、多分ほとんどのところはやっているように推察されるので、そういう担保としては入れておくのがいいかと思います。

○松原委員 僕は、「企画競争方式を含め」は、説明的なところですからっていいと思うのですね。ただ、一般競争入札の結果に関して、ゼロの、応札ないという場合もよくあるわけですね。それから1の場合もある。それから、3件やって、3社応札するけれども、結果的に一つずつ分配と

か、いろんなケースがあつて、結果で1社だったからそこに特段の説明責任を求めるということが僕はちょっと不自然のような気がするので、枠の中の「企画競争方式を含め」をとって、「随意契約の場合には」というので枠はとどめて。

○北沢座長 松原さん、言っているのは、そうやると後退してしまうのではないですか。僕は実は2時間ほど前に会計検査院に聞いたのですよ。プロポーザルがこういう随意契約の一部だとなっていますからね。で、どういうあれがあるということを聞いて、その結果、納得して、これでいけるなと思ったのですけれども。

○結城委員 「企画」をとってしまうと、ある程度一般競争だけでできてしまうので、ニュアンス的に、価格のダンピングという弊害がちょっと担保できないかなと思うので、「企画競争」は入れておいた方がメッセージ性としてはいいかなと。

○北沢座長 しかも、今、有川委員のおっしゃったのを、言葉はもう少し磨くかどうかあるけれども、1社応札というのを入れた方が余計いいと思います。

○松原委員 これは私自身もちょっと理解不足だったのですが、随意契約の中に企画競争方式が入るということですから、あえてここに企画競争方式を入れなくても、随意契約という法律上の概念の中に企画競争方式が入るということはこの前確認しましたので、僕は外していいと思うのですね。

それから、結果的に1社が応札したという状況、入札が1社しかなくてというような状況は、繰り返しになりますが、ゼロでギリギリ、ゼロのこともあるわけですから、1社にねらい撃ちして1社にした場合もあれば、ゼロのところを偶然1社になった場合もあるし、だから、そこで1社ということを経営のところにやることの方が僕はちょっと。

○有川委員 松原先生のおっしゃること、よくわかります。要は、心配なのは、企画競争を含めて随契だけが問題なのではなくて、一般競争の名を借りて競争性が非常に危ないのがたくさんあるものですから、ここを限定的に企画競争含めて随意契約と言われてしまうと、ほかのところが免罪符をもらったように思われてしまうと困るので、とりわけ随意契約について情報公開を徹底する。ほかのところも当然情報公開は必要だよというニュアンスを出したいためには、企画競争方式を含めたという言い方をしてしまうと、私も非常に心配になるので、むしろ「企画競争方式を含め」というのをとっていただいて、「随意契約については特に情報公開を徹底する」としていただくことすべて契約については情報公開していかなければいけないのだという趣旨が出るのではないかと思いますので、ちょっと長ったらしい言い方言いましたけれども、私の希望としては、「企画競争方式を含め」という部分をとって、「随契による場合には特に」という言葉を入れていただいて。

○岩瀬委員 今おっしゃられたような趣旨を入れていくとすると、「企画競争」から後の部分ですけれども、「また、その結果については、一般競争入札及び随意契約にかかわらず情報公開を徹底する」とすれば、その結果、つまり、契約の結果については、一般競争入札及び随意契約ともに情報公開を徹底すると。その結果についてはすべて公表しろとすれば全部カバーできるのではないのでしょうか。

○北沢座長 それはそうですね。

○松原委員 僕は有川さんの、「企画競争方式を含め」をとって、「特に情報公開を徹底する」とい

うのでいいのではないかと思います。

○北沢座長　いかがですか。

○結城委員　私は、どちらかというと、松原先生と違って、一応言葉を入れておいた方が。こういう厚労関係の業務というのはなかなか、これだと、競争原理でなんかなっていつてしまう流れが僕としては。

○松原委員　そうであれば、ここの趣旨というのは本来そうではなくて、入札を全部オープンにしろと、一般競争でも随意契約でも同じだよということではなくて、29条3と僕もよく使うところですけども、座長があえて挙げたのは、一般競争原則なのに、随意契約が原則でないのに、随意契約が多いことが問題だという文章になっていると思うのですね。ですから、もし結城先生が言ったり、あるいは最後に岩瀬先生がおっしゃったような、競争のあり方そのものについてしっかり情報公開しろということであれば、これはもう会計法 29 条というのはとった方がいいと思いますね。

これがここで出てきたのは、一般競争入札が原則なのに随契が多いことに対して、随契はあくまで原則だという趣旨のところだと思うのですよ。だから、ちょっとそこは整理した方がいいと思うのですね。一般論としてはまさに僕はそのとおりだと思ひまして、一般競争だから全部OKということではないのですが、恐らくここは。

○北沢座長　そうしたら、時間が制約されていますので、これはどうですか。「また」とやらないで、「とりわけ」とやるのですよ。1 社応札の問題は、確かにあるけれども、それをやっていくと時間的に厳しいので。企画競争方式というのはだんだん盛んになってきましたから、これを入れておいた方がいいと思うのですね。「とりわけ、企画競争方式を含め、随意契約による場合には、情報公開を徹底する」。そうするとよろしいかと思うのですけれども。有川さんの方も、先ほどおっしゃった趣旨は、細かいところまで入らないにしても、1 社応札そのものは確かに問題になってきていて、一昨年の秋かな、会計検査院からかなり細かい詳細なデータを出していますね。松原さん、いかがですか、今ので。「とりわけ」として。そうするとあと、文章的には、「原則としつつ」を「し」となって、もう一回読もうと思いますが、長谷川さん、何かありますか。

○長谷川委員　読んでください。⑧のところは随意契約のことを問題にして議論したので、そこに特化して触れておくことが必要なのではないかと思います。

○北沢座長　今、ですから、その趣旨でもう一回言ったのですけれども、これに関連して何かありますか。よろしいですか。

では、こういう表現でいけばどうかということをお願いしますね。

国は、公益法人に対して委託事業の契約を行う際に会計法 29 条の 3 の規定（『契約の方法・一般競争・指名競争・随意契約』）を遵守し、一般競争を原則とし、競争性及び公平性を確保した運用を徹底する。とりわけ、企画競争方式を含め、随意契約による場合には、情報公開を徹底する。

これはいかがですか。

○松原委員　「とりわけ」はやはり違うのではないですか。要するに、一般競争を原則にしろというのが前半の文章ですから、後半の文章は、随契の場合にどうしようという話ですから、「とりわ

け」というのは。

○北沢座長 おかしくないと思うけれども。

○松原委員 ちょっと待ってください。何がいいのかな。

○結城委員 私が言っているのは、随契と言った場合、ちゃんと企画方式を入れた随契という意味よりも、慣行的にやっている随契とかそういう、一般市民から考えると、何かずうっと慣行的にやっているという感じでとられてしまうと。ここでは、多分、随契といった意味がちゃんとプロポーザルを含めという意味に認識されるけれども、これが出たときに、その辺がちょっと私としても怖いし、あと、一般競争ばかりやっていくと、なんか結構……。それか、別に、こういう厚労行政の場合はきちっと、競争だけでないよということをどこかでメッセージしておかないと。

○北沢座長 わかりました。結城さんのおっしゃる趣旨は、だから、今、活かそうとして、今、文章上、「とりわけ」というところを言ったのが、松原さんの方で異議が出た形になっているということなのですね。松原さん、そうすると、ほかの言葉としてどうですか、適当なものは。

○松原委員 「とりわけ」だと、要するに、一般競争の中でまた何かという話にちょっとイメージとして僕には捉えられてしまうので、「また」にして、「特に情報公開を徹底する」とか。

○北沢座長 「また」は生きて、「特に情報公開を徹底する」。だから、それは詳細にとかいうような含意ですね。これはどうでしょう。「特に情報公開を」と。

○岩瀬委員 いいと思います。

○有川委員 はい。

○北沢座長 長谷川さん、いいですね。

○長谷川委員 はい。

○北沢座長 では、もう一度ちょっと言いますね。

国は、公益法人に対して委託実習の契約を行う際に会計法第 29 条の 3 の規定、さっき言ったかぎ括弧の部分は省略しますね、を遵守し、一般競争を原則とし、競争性及び公平性を確保した運用を徹底する。また、企画競争方式を含め、随意契約による場合には、特に情報公開を徹底する。

では、そういうことで。それで、背景説明として、ちょっとおかしかったところがありましたけれども、これはもう一回いいますね。

国が公益法人を相手方とする委託契約を行う場合、必ずしも相手方を競争環境に置いていないため、効率的に事業を実施できていない場合が見受けられる。企画競争方式の場合も含めて、一般競争入札ではなく随意契約による場合には、情報公開を徹底し、これは「特に」と入れましょう。つまり、先ほど有川委員がおっしゃったように、1 社応札という形の偽装一般競争入札というのはあり得ますので、

特に徹底し、契約相手先の選定理由等について十分な説明責任が果たされるべきである。

それはいかがですか。松原さん、よろしければ。

○松原委員 済みません。時間気にしながらちゃんと話していますから。

「国が公益法人を相手方とする委託契約を行う際、必ずしも相手方を競争環境に置いていない」と言うと、国が何か相手を競争環境に置いてないようにとられるのですけれども、これは国がやっ

ていることではないですね。きっとね。結果的に相手方が競争環境に置かれていない場合が多いみたいになるのではないかな。どうですか、官房長とか。この箇所がちょっと不自然に感じたということです。

それから、事業が効率的にできないのか。

○大臣官房長 無駄を含めて効率的と言ったかどうか。後者の方ですね。置いていないのか。

○北沢座長 それはでも、正直に出ていると僕は見ているよ。国が競争環境に置いてないのですよ。だって、決めているのだもの。全部ではないですよ。全部ではないけれども決めて、それがここにあるのではないですか。さっき言った特定。だから、そこはいいのではないですか。「必ずしも相手方を競争環境に置いていないため」。

○結城委員 だから、僕は競争はいいと思います。すごくいいと思うので、別に国が天下り先を、これは今、違いますけれども、昔だったら、天下り先を確保するために競争に置かないでやっていると、もしかして疑義があるかもしれないけれども、ただ、一般競争となってしまうと、ちょっと価格だけとなると、というニュアンスだけがちょっと懸念ですけれども、もしそれが払拭されるのであれば別に。

○北沢座長 先ほどのでよろしいですか。背景説明の方の、特にということで。

○結城委員 私はいいですけれども。

○北沢座長 ほかの方、よろしいですか。

○大臣官房長 やや違和感があるとすれば、ややぼかすのであれば、「置いていない」ではなくて、「競争環境に置かれていない」という言い方がやや違和感がない。「必ずしも相手方が競争環境に置かれていないため」とした方が違和感がないかもしれない。

○北沢座長 「必ずしも相手方が競争環境に置かれていないため」、その方がいいかもわからないですね。では、今のところもう一度言いますね。

国が公益法人を相手方とする委託契約を行う際、必ずしも相手方が競争環境に置かれていないため、効率的に事業を実施できていない場合が見受けられる。企画競争方式の場合も含めて、一般競争入札ではなく、随意契約による場合には、情報公開は特に徹底し、契約相手方の選定理由等について十分な説明責任が果たされるべきである。

いかがですか。岩瀬さん、よろしいですか。

○岩瀬委員 はい。

○北沢座長 有川さんは。

○有川委員 はい。

○北沢座長 では、よろしいですね。松原さん、大丈夫。

では、松原さんの沈黙をイエスと認めます。

次いきますね。最後、⑨。

法令に違反した法人に対し、法令に基づく行政処分や入札における指名停止などの厳格化を図るとともに、情報公開を通じて透明性を確保する。

説明として、

これまで、公益法人が法令違反などの重大なコンプライアンス違反を犯す事例も見られたが、コンプライアンスの確立を図るため、違反には厳正に対処するという姿勢を改めて明確に打ち出すべきと考えられる。

これは非常に、最後、ピシッと法令違反というのに対してきちっとしたものを求めたというので格調性を高めたかに思えますけれども、この辺いかがですか。ここは総論的な話ですね。問題ないですか。

よろしいですか。岩瀬さん。

○岩瀬委員 はい。

○北沢座長 松原さん、よろしいですか。

○松原委員 はい。

○北沢座長 では、これはこのままでいきますので、基本的に、本文の方はすべて終わりました。ありがとうございます。

それで、あと附帯事項でちょっと加えますと、附帯事項として、これまでいろんな意見書が出されてきて、その意見書の中には、次回の進め方とかそういうのも含めて出されたのですが、その意見書の一部を重要な資料として報告書に添付したいと考えています。よろしいですか。

○結城委員 これは今でなければだめですか。

○北沢座長 ライト・ナウまでということで、もう既に事務局から通知があります。

○結城委員 わかりました。今日までしかだめと。

○北沢座長 今日の朝の9時とか。事務局が作業として、例えば今日はあれだけでも、製本ですか、その段階まで間に合うならとかいうのがあれば、勿論、そういうことでも構いませんが、今日持ってきたということですね。

○結城委員 いや、私はもうちょっとでもいいのかなと思ったのですが、もしもだめだったら出さないでもいいですが、間に合うようであれば明日中には出します。でも、もし間に合わないでもいいです。今日、朝9時までというメールがあったので、それはだめならだめで。

○北沢座長 そう、9時までと言っています。それは手続上の問題ですから。

○大臣官房長 9時までというのは、この場で出せるものは出したいということで、一応9時までと言いました。ただ、これから御意見を出したい委員があるのであれば、製本の際に入れるという扱いは私どもとしてはできると思いますが、それはこの場のコンセンサスで決めていただければと思います。

○北沢座長 ただし、遅れないようにということで。

○結城委員 それでは、後で。

○北沢座長 意見書つけるということ自体はよろしいですか。ここに「おわりに」がありますね。そして、「おわりに」の後ぐらいにつけるような段取りになるかと思うのですね。そういう細かいところはまだ未定ですが、基本的に意見書つけるのに反対でなければ。よろしいですか。

○長谷川委員 つけたい人だけでいいですね。

○北沢座長 勿論、勿論。

○結城委員 今日欠席の方はもうこれは了承。

○北沢座長 私に一任ということで、もう前からやっていますので。

○結城委員 何か返事かなんか来たとか。

○北沢座長 ちゃんとレターで。

○大臣官房長 これは、座長にというか、この場に一任ということで。正確に言いますと、河北先生はそういう言い方になっています。それから大久保先生は、海外出張で連絡がつかないので、お送りする前にこの場に一任ということを聞いておりますので、お二人ともそういうことで了解はとっております。

○北沢座長 では、よろしいですか。

それで、もうほんのちょっとの調整で、全く異存はあり得ないのですが、これ、1回延びましたね。その結果、ちょっと時間のスパンが延びたので、「はじめに」のところ、「9月から年末までの3か月ほどこく短期間に」が、1週間延びた結果、3か月半と、「半」というのを入れますので。その方が近づきますから。だから、「3か月ほどの」というところを「3か月半ほどの」ということで「半」を挿入いたします。

それから、この「はじめに」のラストの3ページ目、先ほど言った件ですが、JILPTとの件ですね。2行目、「国が実施するという政府の方針が示されたことから」の次に一言、「同研究のあり方を問題視していた当委員会としては、同機構に関する提言は見送ることとした」。そのようにしないと、ちょっと何だろうなと思う。つまり、あれだけやったのにですね、途中までですが、それは、研修については問題だと。労働大学校はおかしいと。おかしいというのは、廃止すべきだという案もありましたね。だけれども、その直前に出たのですね。閣議決定で。つまり、労働大学校は国に移管だと。

ということなので、「同研究のあり方を問題視していた当委員会としては、同機構に関する提言は見送ることとした」とやった方がわかりやすいと思いますしね。それはいかがですか、松原さん。よろしいですか。

○松原委員 はい。

○北沢座長 よろしいですか。

では、すべて終わりました。どうも3か月半にわたりありがとうございました。

○大臣官房長 今、事務局でプリントして、最後、委員の皆様にご確認していただきます。

○北沢座長 いや、私の発言は終わりということです。

○大臣官房長 済みません、座長。もう一点だけ、2の「検討プロセス」の5行目で「ナショナルセンター」という言葉を使っているのですが、これは本文に合わせて、「国立高度医療研究センター」に直させていただきたいと思います。

○北沢座長 わかりました。

○松原委員 あと、これも手書きで直せばいいと思うのですが、10ページの一番最後、「本報告書を受け、本省が」と。これでいいのですか。要するに、これは我々が厚労省に対して言っている言葉ですね。

○大臣官房長 「厚労省が」の方がいいですね。

○松原委員 では、「厚労省が」で。

それで、もう座長の発言終わって、僕が妨害者ではないということでちょっと聞きたいことが1点だけあって、いいですか。済みません。

さっきの公益法人のところ、8ページの⑧で、これが、要するに国が何か事業をどこかに発注する際に、結果的に一つの公益法人に随意契約している場合は、これは問題だと。これはしっかりやらなければいけないと。だけれども、この先に、一般競争を原則としてということになると、要するに、発注する際に、公益法人でも一般企業でも好きなところが手挙げていいですよ。そういうことですね、きっとね。

○大臣官房長 はい。

○松原委員 だから、そうすると、この8ページの、「国が公益法人を相手方とする委託契約を行う際」となってしまうと、相手が公益法人に限定されると、もうそれは、一般競争という話、しょせん随意契約の話ということになるのではないかなと。

○大臣官房長 ここは、そういうことが浸透していくとそうなると思いますが、ここは、より正確に書くと、これまで公益法人を委託先にしていたような場合にそのように置かれていた場合があるみたいなことだと思うのですね。より正確にいくと。

○松原委員 わかりました。最初の文章が、国が公益法人に対して委託事業の契約を行う際というところが、国が委託事業を行う際に、結果的に一つの公益法人が随意契約で行われていたケースが多かったということに対する提案みたいな。

○大臣官房長 随意契約の場合と、それから有川先生が言われたような、競争入札という仕方には変えたけれども、1社応札しかない。その1社応札しかない理由というのは幾つかあるのですが、そのうちの一つとして、入札の要件、その他が従来からやっていた公益法人に有利ではないかという指摘を受けている場合があるのは事実として我々も受けとめていますので、そういうことを含めた話かなと思います。

○松原委員 ただ、これは結果的に公益法人に対してどうこうではなくて、国がある事業を発注する際に、随契ではなくて、一般競争入札にしないということですね。趣旨として。

○大臣官房長 はい。更に言うと、完全価格競争入札ならそうですが、総合評価とか、あるいは企画競争型、これは随契ですけれども、そういった場合にも、より既得権擁護ではない形の、ただ、事業をやるために必要な要件は何かと既得権擁護、ちゃんと分けて考えていくということが求められているのではないかと思います。

○松原委員 だから、多分、有川さんもきっと、こういうところ、御関心だと思うのですが、国が何か事業を発注する際に、例えば1社が応札していても問題だと。随契で1社だったらすごい問題だと。それが公益法人だったらもっと問題だみたいな、そんな枠組みの話で、ここで言った後の話は、要するに公益法人に云々ではなくて、一般的に国が何らかの事業を発注する際にはというようなイメージで捉えていいということですね。

○大臣官房長 はい。

○松原委員 わかりました。これでそのようにとれると考えていいわけですね、この文章で。

○大臣官房長 これは、まあとり方ですけれども、全体の、今回、何でこういうあれで議論始めたかというようなことを含めて考えれば、そういう問題意識だというのはわかるのではないかと思います。

○松原委員 あと、僕自身もちょっと意見書を出したのですけれども、ちょっと修正もしたいので、さっき結城さんからも提案がありましたから、いつまでというのを今ここで示していただいた方が。

○大臣官房長 そういうことであれば、一応年内に確定した形の方がいいかなと思いますので、先生方、大丈夫であれば、明日中に出していただければと思います。

○松原委員 明日の何時とかした方がいいのではないですか。

○結城委員 では午前中まで。正午までということ。

○大臣官房長 ええ。

○北沢座長 官房長の方からもコメントございませんか。

○大臣官房長 済みません。今、最後直したやつを御確認いただくためにやっておりますので。今日は、三役あれして、政務官しかちょっと都合つかなかったのですが、政務官の方が受け取らせていただきたいと思います。

○北沢座長 では、5分ぐらい休憩しましょうか。50分に再開ということで、休憩いたしましょう。

(休 憩)

(「報告書最終とりまとめ(案)」配付)

○大臣官房長 済みません。病院のところ、4ページの3の①で、さっき、242と言ったところですが、実は国立高度専門医療センター自体は6つですが、がんセンター等は2つ病院を持っていて、病院数でいくと8になります。センターは6つですが、センターが2つ病院を持っているところがあります。ですから、ちょっと書き方だけ・・・。

○北沢座長 正確な数字となると。

○大臣官房長 244です。

○北沢座長 では、244にした方がいいですね。

○大臣官房長 そうすると、センターは6ではなくて、6センターの8病院。国立高度専門医療センターの8を含めると。であれば、244。

○北沢座長 それが正確な数字ですね。では、そのようにした方がいいですね。

○大臣官房長 ちょっとそこだけ、技術的な修正だけ加えさせていただきます。

○北沢座長 それから、僕の方から1つ、これは単なる法律の書にあるのですけれども、公益法人の例の会計法のところですね。これが、私の見たのでは、二重かぎではなくて、こういう感じで書いてあるの。形が違っただけで。それが法律書にあるやつなのです。そっちの方がいいと思うのですね。

○大臣官房長 今ちょっと2点だけありましたけれども、それを除いて。

○北沢座長 それでは、確認いたしました。皆さん、これでよろしいでしょうか。

では、最終報告といたします。政務官、ありがとうございます。

○大臣官房長 座長の方から、各委員の御異議がないという、さっきの技術的な2点も。

○結城委員 これで私は異議ないと思います。いいと思います。

○北沢座長 では、よろしいですね。

(「はい」と声あり)

○北沢座長 では、すべて完了しました。この4か月足らず、ありがとうございました。

○大臣官房長 それでは、先ほどお話があったように、意見書は明日の12時まで入れていただければ、印刷版としてはそれを入れた形で最終的な報告書とさせていただくということで、それを前提として、今日、政務三役から小林大臣政務官が来ておりますので、まず、座長の方から報告書をお渡しいただいた上で、政務官の方から御挨拶をさせていただきます。後で若干訂正しますが、それでということ。

(「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書手交)

○大臣官房長 それでは、最後に、小林政務官の方から御挨拶をいたします。

○大臣政務官 厚生労働大臣政務官の小林正夫と申します。

今日までのいろいろの会議、本当に皆様の御尽力に対して改めて感謝申し上げます。厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会の最終とりまとめに際して、一言御挨拶をさせていただきます。

これまで、厚生労働省では、省内事業仕分けや行政刷新会議の事業仕分けを受けて、独立行政法人、特別民間法人、公益法人の事務・事業を見直し、無駄の削減に努めてまいりました。この委員会では、省内事業仕分け等に加えて、独立行政法人や公益法人等に関して、全般的な観点から御検討をいただいたものと承知しております。また、今般、お取りまとめいただきました報告書は、これからの独立行政法人等に関して更なる改革の方向性をお示しいただいたものと受けとめております。

時期を一にしまして、独立行政法人の事務・事業の見直しに関する政府の方針として、12月上旬に閣議決定がなされ、今後、政府全体での検討も進められると承知しております。厚生労働省としては、こうした政府全体の方針や今回の報告書で御指摘いただいた内容を踏まえて、引き続き所管法人の改革に努めてまいりたいと考えております。

本当にありがとうございました。

○大臣官房長 私の方からも、3か月半の間、ありがとうございました。今、政務官からありましたけれども、これを踏まえて、事務方としても一生懸命やらさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○北沢座長 どうもありがとうございました。